

埼玉西部環境保全組合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求に係る手数料)

第2条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。